

指定信用情報機関の業務規程に関するガイドラインについての意見書

2009年3月18日
日本弁護士連合会

2006年に成立した改正貸金業法は、施行後3年をかけて段階的に施行するものと規定されているところ、2007年1月に第1段階として貸金業者に対する罰則の強化がなされ、同年12月に第2段階として貸金業者に対する行為規制、監督体制の強化等が行われた。そして2009年6月には、第3段階の施行予定期限を迎える。今回施行が予定されている規定の中心は、貸金債務の総量規制及び総量規制の前提となる指定信用情報機関に関する規定である。そのうち、指定信用情報機関とは、改正貸金業法で定義づけられた個人情報提供等の業務を行う機関として、申請に基づき内閣により指定されるものである（同法41条の13）。総量規制に抵触するか否かについて貸金業者は、この指定信用情報機関に登録されている情報に基づき判断されることになる。指定信用情報機関については同法41条の13以下に兼業の制限や秘密保持義務などが定められているが、同時に指定信用情報機関は、業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならないと定められている（同法41条の20第1項）。この業務規程については、同法41条の20第1項1号から10号、2項などにおいて、必要的記載事項が定められている。但し、同条1項10号は、その内容を内閣府令に委任しているほか、その他の事項についても、具体的にどのような規程が必要とされるかについてはガイドライン等で定められることになる。内閣総理大臣が認可する業務規程としてどのような規程が必要であるかについては、今後の指定信用情報機関の適正な指定や運営が行われる際に極めて重要である。

以上の見地から、当連合会は、上記業務規程に関し、貸金業者の監督官庁である金融庁が規定するガイドラインについては、下記の内容を具備する必要があると考えることから意見を述べる。

記

第1 全体について

指定信用情報機関の業務規程は個人情報保護法の規定及びその精神を遵守する規定が置かれるべきである。

（理由）

個人情報情報は、債務額、返済状況、延滞状況など、個人の信用に関する客観的情報であり、公開されることにより、重大なプライバシー侵害につながる危険が高く、不正確な内容が登録されている場合には、個人の信用を害することとなる。

そのため、個人情報については、正確性や取扱いの適正さを確保することを求める規程が必要である。

第2 個別の規定について

1 貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約（以下「信用情報提供契約」という。）の締結に関する事項（法41条の20第1項1号）について

（1）指定信用情報機関は、信用情報提供契約を締結する貸金業者と信用情報提供契約を締結するにあたっては、貸付の事実に関する情報については、貸付日の当日中に信用情報として登録の手続きをとることを義務づけること。

（理由）

総量規制の前提である指定信用情報機関に登録された信用情報が有効に機能するためには、遅くとも貸付日の当日中に当該貸付の事実が信用情報として登録されることが必要不可欠である。

（2）指定信用情報機関は、信用情報提供契約を締結する貸金業者と信用情報提供契約を締結するにあたっては、信用情報提供契約を締結した相手方である貸金業者（以下「加入貸金業者」という。）に対して信用情報の目的外利用の禁止、第三者提供の禁止、正確な情報の提供、信用情報機関の調査要求に対する協力などを義務づけること。

（理由）

加入貸金業者と信用情報提供契約の締結にあたっては、加入貸金業者に貸金業法の規定や個人情報保護法の趣旨に添った基本的な義務づけ規定が必要である。

2 信用情報の収集及び提供に関する事項（法41条の20第1項2号）について

（1）指定信用情報機関の収集・提供する信用情報については、業務規程において限定列挙するものとする。その定義・情報提供時期・登録期間なども具体的・一義的に明記するものとする。

（理由）

限定的に列挙しないと、信用判断に必要でない事項も登録されてしまう危険があり、一義的に明確でないと、解釈によって登録事項が広がってしまう危険があるためである。

（2）特に信用情報と直接関係のない情報については、これを収集することを禁ずること。

（理由）

特に信用情報と直接関係のない情報については、これを収集することを

明確に禁止しないと個人情報の保護が図れないためである。

(3) 信用情報の提供に関し、「延滞」情報については3ヶ月以上の遅滞を指すものとする。

但し、債務者が完済（過払い）などを理由に支払いをしていない場合や債務者が契約上の抗弁を主張した結果、支払いが停止されているものなどについては、「延滞」とは明確に区別された情報として収集・提供する（又は提供しない）ものとして、「延滞」には含まれない旨も規定に明記すること。例えば、利息制限法によると債務不存在が明らかかな場合は単に「完済」とし、抗弁主張がある場合「抗弁」などとして別の信用情報として収集・提供すること。

(理由)

延滞情報は、指定信用情報機関だけでなく、銀行系信用機関等との交流対象となる信用情報であるからその扱いは慎重にされるべきである。上記のような事情で支払いがなされていないとしても、CRIN（Crejit Information Network：他の信用情報機関との信用情報中の事故情報に関する交流システムである。）の交流対象信用情報には含めるべきではない。

(4) 収集・提供する貸付残高情報について、約定残金と利息制限法上の残金が異なる場合には、利息制限法上の残金も併記するものとする。

(理由)

個人の返済能力や過剰貸付制限の基準となるべきなのは、法律上存在する貸付金（利息制限法を超過している場合は、引き直し計算した残金）でなければならない。

(5) 過払請求の事実や債権者が過払請求に応じたことなどを独自の信用情報として収集・提供しないこと。

(理由)

これらは、債務者の信用について影響させるような事柄ではないからである。債務者が貸金業者に対し過払金の請求をしたことについて、貸金業者が報復的に信用情報に登録することは許されない。

(6) 「完済」登録された債権については、新たな事情（完済後の過払請求や延滞の事実の判明）などが生じた場合においても、その債権について信用情報を更新しないことを明記すること。

(理由)

完済登録されて以降、債務者の信用について不利益な登録をすることは、情報の正確性や動機の不当性が強く疑われるとともにその必要性が乏しい反面、債務者に与える不利益が大きいため禁止すべきである。

(7) 収集・提供の時期については、加入貸金業者が、貸付にあたって信用情報を申請した場合には、当日中に貸付情報を登録するものとする。

当該加入貸金業者が、貸付をした場合には貸付日の当日に指定信用情報機関に信用情報の登録を申請するものとする。

(理由)

過剰貸付の規制において指定信用情報機関に登録された信用情報が有効に機能するためには、遅くとも貸付日の当日中に当該貸付の事実が信用情報として登録されることが必要不可欠である。

3 信用情報の正確性の確保に関する事項(法41条の20第1項4号)について

(1) 本人等の登録情報の加除訂正権を明記すること。

本人又はその真正な代理人から登録情報の訂正の申し出があった場合には、指定信用情報機関は、速やかに、その真偽を調査する義務を負い、必要に応じて信用情報を訂正できる権利を有するとともに、申出人に対しては訂正義務を負うものとする。

(理由)

信用情報は、加入貸金業者からの登録内容を登録するものであるが、個人情報の保護に関する法律の趣旨に照らして、個人情報の保有者である指定信用情報機関についても、独自に調査義務を負うことを明記し、必要に応じて信用情報を訂正することを権利・義務として明記すべきである(個人情報の保護に関する法律26条)。

(2) 本人が登録情報の加除訂正を申し出ている場合には、その事実も加盟する貸金業者に提供する債務に関する信用情報と一体として提供するものとする。

(理由)

本人が加除訂正を申し出ている、その調査が終了しておらず、加除訂正に至っていない場合にも本人の申し出内容を一体として提供することが信用情報の提供として正確である。

4 料金に関する事項(法41条の20第1項5号)について

本人に対する信用情報の開示にあたっては、原則として無償とする。仮に費用を徴収するとしても実費を上限とし、且つ事前にその額を明示すること。

(理由)

債務者等本人が、個人情報である自己の信用情報について開示を求めた場合に、高額な料金がかかるのでは、実質的に個人情報の開示の権利を侵害することにつながるからである。

5 加入貸金業者の監督に関する事項（法41条の20第1項7号）について

- (1) 加入貸金業者が以下のような行為を行った場合には、利用停止や契約解除などの措置をとることを信用情報提供契約及び業務規程に明記すること。また、利用停止等の処分内容もホームページ上などで公表すること。
- (ア) 加入貸金業者が信用情報の提供を怠った場合。
 - (イ) 加入貸金業者が信用情報の提供を遅延した場合。
特に貸付の情報登録が遅延した場合には重く処分する。
 - (ウ) 加入貸金業者が誤った信用情報を提供した場合。
 - (エ) 加入貸金業者が本人等の登録情報の訂正の申し出に対して、指定信用情報機関の調査を拒んだり、協力をしない場合。
 - (オ) 加入貸金業者が信用情報を目的外に利用した場合。
 - (カ) 加入貸金業者が提供を許されていない第三者に信用情報を提供した場合。
 - (キ) 加入貸金業者がそのほか信用情報提供契約上の義務に違反した場合。

(理由)

加入貸金業者の不正を徹底的に防止するために必要不可欠である。

- (2) 加入貸金業者に貸金業法上禁止される不正利用が認められた場合には、監督官庁である金融庁へ必ず報告すること。金融庁はこうした事例を公表をすること。なお、犯罪と認められる場合には、金融庁は警察等へ告発をすること。

(理由)

同じく加入貸金業者の不正を徹底的に防止し、加入貸金業者による違法行為、犯罪行為を防止するためには、単に指定信用情報機関と加入貸金業者間だけで処分するだけでなく、監督官庁への報告・警察等への告発が必要不可欠である。

以上